

「知ること・行動を起こすこと・つながることの大切さ」
 ～身の回りの出来事から、人が普通に暮らしていける権利擁護を考える～

と き 2014年4月23日(水) 13:00～15:30
 ところ エソール広島多目的ホール
 研修名 平成26年度隣保館等担当者運営研修会
 広島県社協地域福祉課 上田正之

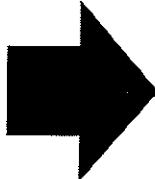
1. 日本の現状(概数) *2011年データ

- ・日本の人口は減り続けている。
 日本の人口 現在→12,700万人 20年先→11,400万人 40年先→9,000万人
- ・高齢者人口は増え続けている。
 高齢者人口 現在→2,700万人 20年先→3,700万人 40年先→3,700万人
- ・生産者人口は減り続けている。
 いわゆる労働人口 現在→7,700万人 20年先→6,200万人 40年先→4,300万人
- ・子どもたちも減り続けている。
 20歳未満の人口 現在→2,300万人 20年先→1,500万人 40年先→1,000万人

2. 地域の現状

① どうにかなる時代から、どうにかしなければいけない時代へ

- ・独居、高齢者のみの世帯(二人暮らし等)の急増 ～ 生活上の孤立、心の孤立
- ・認知症高齢者の急増 ～ 想定以上の増加率

後期高齢者の急増	11, 2% (2010年)		19, 7% (2030年)
独居高齢者世帯の急増	24, 2% (2010年)		37, 3% (2030年)
要介護高齢者の急増	15, 9% (15, 9%)		19, 8% (2030年)
認知症高齢者の急増	280万人 (2010年)		470万人 (2025年)

- ・障がい者の地域移行等による独居化 ～ いいことだが制度も地域も準備不足

- 生産者人口の激減 → 消費の減少、税収の減少、地域の担い手の減少
 - 高齢者の増加 → 医療費の増加(入院・在宅診療)
 介護費の増加(入所・在宅介護)
 年金制度の限界
- } 消費税は切り札になるか?

- 子どもの激減 → 次の世代の労働者の激減
 さらに次の世代の子どもの激減
 *私たちは子や孫にツケを残すのか、夢を残すのか

②公的福祉サービスの方向性

- ・サービス利用の限定化 ～ 本来に必要な人が必要なサービスを利用する時代
- ～ 自助力・互助力が問われる時代

3. 事例紹介・・・認知症を取り巻くひとつの事件 ★別紙1参照

1) 事例から見える課題

* 悲しくつらい話だが、美談で終わっていいはずがない

2) 介護者、片桐さん（被告）に対する情報不足

* あくまでも仮説ですが、片桐さんはどちらかといえばおとなしく内向的な方だったのでは。人付き合いも少なく、生真面目で、自ら思いを発信するのが苦手で、周りに流されてしまうタイプだったのでは。

- ・ ケアマネジャーはどう関わったのだろうか
- ・ デイケアの職員はどう関わったのだろうか
- ・ 警察はどう関わったのだろうか
- ・ 区の生活保護担当者はどう関わったのだろうか
- ・ 会社の上司、同僚はどう関わったのだろうか
- ・ 地域、隣近所の関わりはあったのだろうか
- ・ 本人は、周囲とどう関わろうとしたのだろうか

本人がもう一步、誰かがもう一步踏み込んで関わっていれば・・・、お互いに連携がとれていれば・・・、この事件は起らなかったのでは！？ 本人の知識不足、意志の弱さだけで済ませて良いのだろうか。

4. 地域社会の現状

1) 困りごとを抱えた人の急増

・ 無縁社会～孤立（家族機能の弱体化、地域機能の希薄化）

→ 経済的困窮から生じる孤立

→ 認知症や物忘れから生じる孤立

→ 公的支援の限界

→ 縦割り支援の限界 ★別冊「ひとりのくらしをみんなで・・・」参照

5. 知ることの大切さ ～知ることから始まる第一歩～

1) 私たちは地域で起こっている課題（人を阻害している要因）を全て詳しく知る事はできないし、すべてに対応する事もできない

2) 一方、私たちは身の周りで起こっている課題のいくつかは知ることができる
認知症 経済的困窮 孤立（孤独死） 他にももっともっと身近に

困りごとを抱えている人はいる

* 自分、家族、地域、友人、知人に関わりのある、身近な困りごとを知ること

6. 動くことの大切さ

1) 自分ができるとして何か行動を起こす

・啓発活動 ・仲間づくり ・地域のちょっとした助け合い ・たまり場づくり

* 自発力をつける取り組み

* 地域力をつける取り組み

* 寄り添い難支援

7. 相談員の皆様に期待する事 * すでにやっておられることの再確認

1) 情報の受発信

・活動の中で身近な困りごとをうけとめること

・活動の中で身近な困りごとを回りに発信すること ~ 許される範囲で

* 個人情報保護法への対応

○ 本人承諾を得るのが原則。ただし当事者の命や財産が脅かされる場合は別

○ 個人情報保護法は当事者の権利を擁護するために定められたもの

2) 課題の共有と提起

・場内での課題共有と整理

・関係機関への課題提起

・関係機関との実のあるネットワーク

○ 行政担当窓口（高齢者、障がい者、児童・生徒、生活保護等各種相談窓口）

○ 社協（かけはし、法人後見、福祉資金、介護、その他）

○ 地域包括支援センター（県内125圏域に設置 * 社会福祉士、保健師、ケアマネジャーの3職種が一体となった組織で相談業務に従事）

○ ケアマネジャー（高齢者福祉・医療・保健施設、社協、高齢者関係事業所等）

○ 法テラス、広島弁護士会無料相談（弁護士関係）

○ パートナー広島（社会福祉士会）

○ リーガルサポート広島（司法書士会） 他

○ その他

* 別冊「一人の暮らしをみんなで・・・」

3) 課題解決

・ 個々の相談で解決できることは対応しつつも、相談事業（隣保館）だけでは解決できないことはつないでいく。相談員さんが直接課題を解決していくケースはそう多くはないし限界がある。だからこそつないでいただきたい。

つなぎっぱなしは良くないが、つなぐことは責任転嫁ではない。

- ・隣保館相談員は地域の貴重な社会資源，地域の中で一隅を照らし続けてほしい
- 8, やさしさこそ権利擁護のバロメーター
- 1) やさしさとは
 - ・一人ぼっちにしないこと。されていないこと
 - ・人とのつながりがあること
 - ・やさしさに対し鈍感か、敏感か・・・やさしさに敏感なひとり一人や社会が、それを見つめ続け、提起し続ける役割の一人が相談員さん！
 - 2) 権利擁護に関する活動は“やさしさづくり”
 - ・失礼ながら、権利擁護にかかわる活動は、いわゆる報われにくい活動だが、だからこそ大事な活動。地味な活動の中にこそ人の暮らしがある。
 - 3) 今の私中心の社会から、**未来の私、周りの私中心の社会**づくりこそ権利擁護活動
 - * 物理学的世界観から生物学的世界観への転換（回帰） * 東京工大 本川達雄教授著引用

あなたの周りにも、困っている人はいませんか？

～認知症の母親を殺害して無理心中を図ったとみられる事件から～

京都市伏見区桂川河川敷で2月1日、無職片桐康晴被告が、
認知症の母親を殺害して無理心中を図ったとみられる事件の初公判が行われた。

事件の内容は認知症の母親の介護で生活苦に陥り、母と相談の上で殺害したというもの。

片桐被告は母を殺害した後、自分も自殺を図ったが発見され一命を取り留めたとの事。

片桐被告は両親と3人暮らしだったが、1995年に父が死亡。
その頃から母に認知症の症状が出始め、一人で介護した。

母親は2005年4月頃から昼夜が逆転。徘徊で警察に保護されるなど症状が進行した。

片桐被告は休職してデイケアを利用したが、介護負担は軽減せず9月に退職。

生活保護は、失業給付金を理由に認められなかった。
「死ねということか・・・。」

介護と両立する仕事は見つからず、12月に失業保険の給付がストップ。

カードローンの借り出しも限界額に達し、デイケア費やアパート代が払えなくなり、
2006年1月31日に心中を決意した。

【最後の親孝行に】

片桐被告はこの日、車椅子の母を連れて京都市内を観光。
市内のコンビニで、被告は財布に残っていたわずかな小銭で菓子パンを買い二人で食べたといふ。

2月1日早朝、同市伏見区桂川河川敷の遊歩道で
片桐被告が「もう生きられへん。此处で終わりやで。」 などと言うと、

母は、「そうか、あかんか。康晴、一緒やで」と答えた。

被告が「すまん」と謝ると、
母は「こっちにこい」と呼び、片桐被告が母の額に額をくっつけると、
母は、「康晴はわしの子や。わしがやった」と言った。

この言葉を聞いて、片桐被告は殺害を決意。

母親の首を絞めて殺し、自分も包丁で首を切って自殺を図った。

冒頭陳述の間、片桐被告は背筋を伸ばして上を向いていた。肩を震わせ、眼鏡を外して右腕で涙をぬぐう場面もあった。

裁判では検察官が片桐被告が献身的な介護の末に失業を経て、追い詰められていく過程を供述。

殺害時の2人のやりとりや、
「母の命を奪ったが、もう一度母の子に生まれてほしい」という供述も紹介。

陳述の最中に、検察官が涙で声を詰まらせるという異例の雰囲気の中で裁判は進行した。

目を赤くした東尾裁判官が言葉を詰まらせ、刑務官も涙をこらえるようにまばたきするなど、法廷は静まり返った。

「痛ましく悲しい事件だった。今後あなた自身は生き抜いて、絶対に自分をあやめることのないよう、母のことを祈り、母のためにも幸せに生きてください」

裁判官が最後にこう語りかけると「ありがとうございました」と頭を下げた被告。

法廷には、傍聴人と検察官と被告のすすり泣く声が響き、法廷は悲しみに包まれた。

裁判の判決は・・・

2006年7月21日：京都地裁

「懲役2年6カ月 執行猶予3年」の判決！（求刑 懲役3年）

（人間味のある裁判！だった）

あなたの周りにも、困っている人はいませんか？

広島県介護支援専門員協会主催：「介護サービス情報公表制度対応研修」資料より引用